

産業廃棄物処分業許可証

住所 大分県竹田市大字今1015番地

氏名 ぶんご有機肥料株式会社

代表取締役 永水 慎太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 佐藤 樹一郎



許可の年月日 令和5年10月12日

許可の有効年月日 令和10年8月21日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（破碎、発酵） 以下余白

産業廃棄物の種類

破碎

木くず

発酵

燃え殻（木質バイオマス発電所から排出されたものに限る）、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃酸、木くず、動植物性残さ、鉍さい、動物のふん尿、ばいじん（木質バイオマス発電所から排出されたものに限る）

（以上8種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。含まない：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類

破碎施設（固定式兼移動式）

設置場所

大分県竹田市大字今1015番

許可年月日

平成17年9月2日

許可番号

廃対第10-6号

設置年月日

平成17年9月16日

処理能力

99 t / 日（6時間）

産廃の種類

木くず

(2) 施設の種類

発酵施設（堆肥化施設）（固定式）

設置場所

大分県竹田市大字今1015番

設置年月日

昭和62年8月3日

処理能力

160 t / 日

産廃の種類

燃え殻（木質バイオマス発電所から排出されたものに限る）、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃酸、木くず、動植物性残さ、鉍さい、動物のふん尿、ばいじん（木質バイオマス発電所から排出されたものに限る）

3. 許可の条件

移動式破碎施設の使用は、木くずを排出する大分県内（大分市内を除く）の現場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年8月22日

産業廃棄物処分業許可

平成10年6月11日

変更届（役員）

平成10年6月11日

変更届（代表者）

平成10年8月22日

産業廃棄物処分業更新許可

平成11年6月22日

変更届（役員）

平成14年8月26日

変更届（役員）

平成14年9月18日

産業廃棄物処分業変更許可（種類の追加）

平成15年8月7日

変更届（役員）

平成15年8月22日

産業廃棄物処分業更新許可

平成17年12月1日

変更届（役員）

平成17年12月8日

産業廃棄物処分業変更許可（処分方式（破碎）の追加）

以下裏面へ続く

平成20年8月6日	変更届(役員)
平成20年8月22日	産業廃棄物処分業更新許可
平成23年1月6日	変更届(施設)
平成25年8月6日	変更届(代表者、役員)
平成25年8月22日	産業廃棄物処分業更新許可
平成25年10月2日	変更届(役員)
平成27年6月26日	変更届(役員)
平成29年8月31日	変更届(代表者、役員、株主)
平成30年8月17日	変更届(代表者、役員、株主、種類の減少)
平成30年8月22日	産業廃棄物処分業更新許可
令和5年8月8日	変更届(役員、株主)
令和5年8月22日	産業廃棄物処分業更新許可
令和5年10月12日	産業廃棄物処分業変更許可(種類の追加)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
有